

環境局における心付け事案に関する報告書

平成 22 年 5 月

サービス規律確保プロジェクトチーム

(環境局斎場事案特別調査チーム)

目 次

はじめに

1. 心付け問題にかかるこれまでの経過	2
2. 調査内容と調査結果	4
3. 心付け問題（再）発生の原因と背景分析	9
4. 再発防止策	9
5. 職員の責任、処分について	11

おわりに

はじめに

大阪市では、服務規律確保のこれまでの取組にもかかわらず、職員の不祥事案が多発している現状に鑑み、平成 22 年 3 月 10 日に市長を委員長とする服務規律確保プロジェクトチームを設置し、その専門チームの一つとして環境局斎場事案特別調査チームを設け、平成 22 年 3 月 16 日以降、市立斎場の職員による心付け受領についての調査を進めてきました。

調査の結果、平成 14 年から平成 22 年までの間、心付けを受領していた斎場職員は 22 名であり、本人申告による受領金額の総額は、約 950 万円となることが判明しました。

今回の事案は、職員のコンプライアンス意識の欠如、職場風土等に起因するものであり、前回、平成 13 年に心付け事案が発覚し、大量処分が行われたにもかかわらず、再び同様の事案を引き起こしたことは、言語道断と言わざるを得ません。深く反省するとともに市民の皆様の信頼を大きく失墜させたことに対して、改めて深くお詫び申し上げます。

本報告書では、調査結果とあわせて発生の原因と背景分析及び再発防止に向けた方策等を取りまとめており、今後、再びこのような事案が生じることのないよう、全力で取り組んでいく決意であります。

1. 心付け問題にかかるこれまでの経過

(1) 環境局におけるこれまでの経過

- 平成 13 年 12 月 29 日の新聞に『大阪市立 5 斎場 葬儀業者心付け請求 1 万～7000 円職員に仲介 「慣習」 疑問視 市が実態調査へ』という内容の記事が掲載された。
この新聞記事を受けて、全斎場職員に事情聴取をした結果、全斎場の技能職員全員 38 名が心付けを受け取っていたことが判明したため、全斎場技能職員に対して、今後一切心付けを受領しないように指導を行なうとともに、斎場内に心付け不要の看板を設置して周知を行い、合わせて葬儀業者へ心付け廃止の協力要請文書を送付した。
- 平成 14 年 1 月に、全斎場技能職員 38 名から「私は、今後理由の如何を問わず、一切の心付けは受け取らないことを誓約します。なお、万一、受け取った場合には、当局の厳正なる指示に従います。」との誓約書を提出させた。
- 平成 14 年 5 月 14 日に、職員を指導監督する立場にあった局長以下の管理職職員には「戒告」もしくは「文書訓告」、斎場技能職員全員に「文書訓告」がなされた。
- 平成 17 年 6 月に、匿名電話により「瓜破斎場で寸志を渡していない業者には対応が悪い。渡さないものには骨上げの説明が不親切。便所や場外で渡しているのを見た業者が 8 社 11 名いる。」との通報を受けたため、瓜破斎場の現場作業を統括

する主任に対し心付けに関する聞き取り調査を行ったが、心付け授受の事実はない旨の回答であった。この結果を受けて、全斎場職員に対しこれまで以上に市民に公平な対応を行い、心付けを受け取っていると誤解を受けないよう指導するとともに、斎場内に再度「心付けお断り」の看板設置を行い、葬儀業者に対し心付け廃止についての協力要請の通知文書を配布した。

- ・平成19年7月にも、「葬儀業者から寸志を要請されたが、断ったところ、斎場職員から手のひらを返したように粗末に扱われた。いろんな知り合いに聞いたところ、何人もの人がそうだった。」という内容の公益通報があり、全斎場職員に聞き取り調査を行ったが、通報内容の事実は確認できなかった。平成17年6月の電話による通報と類似した内容であったことから、改めて全斎場職員に心付け禁止についての指導を行った。
- ・平成21年5月に、「瓜破、小林、佃斎場において心付けの授受が未だに行われており、小林斎場においては2名の職員が斎場内で心付けを受け取っている。瓜破、佃斎場では、ほぼ全職員が心付けを受け取っており、瓜破斎場においては斎場外で心付けの受け渡しが行われており、また、業者と飲食を共にしている職員もいる。」との通報が斎場霊園等担当課長に対してあった。
- ・この通報を受け、小林斎場の技能職員（通報対象の2名を除く）から事情聴取を行い、通報対象の2名の職員に対し葬儀業者から心付けが渡されていることの証言を得た。
- ・しかし、心付けの受け渡しに関する物的証拠がないこと、また「瓜破斎場においては斎場外で心付けの受け渡しが行われており、業者と飲食を共にしている職員もいる。」との通報内容から、職員と業者の癒着が考えられたため、本市内部で検討の結果、情報管理を徹底しつつ全容解明のため警察に相談することとした。
- ・平成21年7月に、大阪府警察本部刑事部捜査第二課へ相談し、以降、府警本部の指示に従い、捜査に必要な資料の提出や斎場業務の説明、関係職員の事情聴取がスムーズに行えるよう府警本部に同行する等、全面的に捜査に協力してきた。
- ・府警本部と協議し、平成22年2月23日から環境局で斎場職員への事情聴取を開始した。
- ・平成22年2月25日に、新聞各紙において「大阪市立斎場の職員が葬儀業者から心付け受領 市が実態調査へ」という内容の報道がなされた。

(2) 環境局斎場事案特別調査チームのこれまでの経過

- ・平成22年3月10日 服務規律確保プロジェクトチーム設置（委員長：市長）専門チームとして、環境局斎場事案特別調査チームの設置が確認される。
- ・平成22年3月16日 第1回環境局斎場事案特別調査チーム会議を開催し、環境局から今までの調査で判明した事実の報告がなされた。
- ・平成22年3月26日 第2回環境局斎場事案特別調査チーム会議を開催し、環境局が調査した市立斎場における心付けに関して、その時点で明らかになった事実が報告され、今後の調査方法を確認した。

- ・平成 22 年 3 月 30 日 環境局が行った「市立斎場での心付けに関する調査結果」を公表した。
- ・平成 22 年 4 月 5 日 外部有識者を加え、第 3 回環境局斎場事案特別調査チーム会議を開催し、環境局が実施した市立斎場での心付けに関する調査結果及び各職員への心付け関与に関する調査内容の説明、並びに今後の進め方を協議した。
- ・平成 22 年 4 月 13 日 第 4 回環境局斎場事案特別調査チーム会議を開催し、各職員の事情聴取内容の整理と心付け関与の度合いの整理を行い、業者と深く関与していたと推測される職員と引き続き調査が必要な職員への事情聴取の実施を決定した。
- ・平成 22 年 4 月 19、20、23 日に、環境局斎場事案特別調査チームにより業者と深く関与していたと推測される職員と引き続き調査が必要な職員に対し、再度の事情聴取を実施した。
- ・平成 22 年 4 月 23 日 第 5 回環境局斎場事案特別調査チーム会議を開催し、同チームが実施した事情聴取の内容報告と各職員への心付けへの関わり度合いの整理を行った。
- ・平成 22 年 5 月 7 日 第 6 回環境局斎場事案特別調査チーム会議を開催し、各職員への心付けへの関わり度合いの整理、再発の原因と背景の分析、及び再発防止策の検討を行った。
- ・その後も環境局斎場事案特別調査チーム担当者間において、調査の整理、再発防止策や処分の考え方の検討などを行った。

2. 調査内容と調査結果

平成 14 年 1 月の誓約書提出以降、平成 22 年 2 月の聴き取り調査時点に至るまでの間、斎場における心付けの状況について、環境局並びに環境局斎場事案特別調査チームにより関係職員(行政職員・技能職員)94 名と葬儀業者 21 社に対し、延べ 155 回の聴き取り調査を実施した。

[調査方法]

平成 22 年 2 月 23 日より、環境局において、現職の斎場職員全員から「虚偽の証言をしない」との誓約をさせた上で

- ・心付けの有無
- ・受領から職員間での分配までの流れ
- ・関与の度合い
- ・葬儀業者との私的な付き合い

等について聴き取り調査を実施し、並行して葬儀業者、退職者などからの聴き取り調査を進めた。

斎場職員と葬儀業者との証言を比較し、齟齬のあった事項について関係職員から 2 次調査を行ない、整合性の確認を行った。これらの事情聴取内容を整理し、業者

と深く関与していたと推測される職員と引き続き調査が必要な職員に対し特別調査チームによる事情聴取を行った。

〈事情聴取対象者内訳〉

齋場職員	94名	〔	行政職員	現職 13名	転出者 32名
			技能職員	現職 44名	転出者 4名
			退職者	1名	
葬儀業者	21社				

〈事情聴取回数〉

齋場職員	131回
葬儀業者	24回
合計	155回

[調査結果]

齋場職員からの主な聞き取り内容

(1)心付け受領の有無

【瓜破齋場勤務者からの主な聞き取り内容】

- ・心付けを渡してくる葬儀業者は4社から11社であった。
- ・葬儀業者から渡される1件当たりの心付け額は、1000円～5000円であった。
- ・葬儀業者2社からは、不定期(2ヶ月～3ヶ月に1回)に食事に行ったときに数回分の心付けとして、10000円～30000円貰っていた。職員の食事代は職員が支払っていた。
- ・渡された心付けを1ヶ月か2ヶ月に1回程度、職員間で分配していたが、分配される金額は、一回当たり10000円～20000円であった。
- ・平成14年には心付けを貰うような流れになっていた。
- ・誓約書を書いても、貰ってはいけないと知りつつ貰っていた。

【小林齋場勤務者からの主な聞き取り内容】

- ・心付けを渡してくる葬儀業者は1社から12社であった。
- ・葬儀業者から渡される1件当たりの心付け額は、1000円～10000円であった。
- ・葬儀業者1社からは、平成14年3月から毎月30000円分の商品券を貰っていた。平成19年頃からは特定の職員がその葬儀業者の事務所へ商品券を取りに行っていた。
- ・渡された心付けを1ヶ月に1回か若しくは不定期に職員間で分配していたが、分配された金額は、一回当たり10000円～38000円であった。

【佃齋場勤務者からの主な聞き取り内容】

- ・心付けを渡してくる葬儀業者は1社から7社であった。

- ・葬儀業者から渡される1件当たりの心付け額は1000円～5000円であった。
- ・渡された心付けを1ヶ月に1回か若しくは数ヶ月に1回程度、職員間で分配していたが、分配された金額は、一回当たり2000円～3000円であった。

【北斎場勤務者からの主な聞き取り内容】

- ・平成15年以降、北斎場では心付けを貰ったという証言はなかった。
- ・しかし、1名（現在は他の斎場に勤務）からは、平成14年11月頃から心付けが復活し全員で分配していたとの証言があったが、当時の北斎場勤務者からは、一部の業者が骨箱置き場などに黙って置いて帰ることや、喪主から無理やりに渡される事があったが、直接断ったり、断り切れない場合は主任や斎場長が業者や喪主に事情を説明して返還しており心付けが復活した事実はないとの証言が多数あった。
- ・北斎場へ転勤後は一切心付けはなかった。（他の斎場から北斎場への転勤者の証言）

【鶴見斎場勤務者からの主な聞き取り内容】

- ・鶴見斎場では心付けを貰ったという証言はなかった。
- ・鶴見斎場へ転勤後は一切心付けはなかった。（他の斎場から鶴見斎場への転勤者の証言）

【証言が覆った者の聞き取り内容】

- ・1名は、当初の事情聴取では、平成14年から一切心付けは受け取っていないと証言していたが、2度目の事情聴取で、以前いた斎場に勤務していた時に心付けを受け取っていたことを認めた。
- ・1名は、他の複数職員からの心付けを受け取っていたとの証言があるにもかかわらず、2度の事情聴取では平成14年から一切心付けは受け取っていないと証言していたが、3度目の事情聴取で2度の事情聴取の証言は虚偽であり、以前いた斎場に勤務していた時に心付けを受け取っていたことを認めた。

(2) 受領から職員間での分配までの流れ

【瓜破斎場】

- ・業者から渡された心付けを個人で受け取った時は、技能職員の更衣室で保管していた。
- ・業者と飲食を共にした時に渡された心付けも、技能職員の更衣室で保管していた。
- ・ある程度貯まった時、1ヶ月か2ヶ月に1回程度、職員間で分配していた。
- ・現金を分配するだけでなく、職員同士の飲食費にも使用していた。

【小林斎場】

- ・業者から渡された心付けを個人が受け取った時は、技能職員の更衣室で保管していた。

- ・ある程度貯まった時、1ヶ月か若しくは不定期に職員間で分配していた。
- ・平成14年3月から毎月、商品券3万円分を受領しており、他の心付けと合わせて商品券を分配したこともあるし、金券ショップで換金して分配したこともある。
- ・平成19年頃に業者から、斎場内での商品券の受渡しを店舗での受渡しに変更する提案があり職員が毎月店舗まで受け取りに行っていた。
- ・平成21年7月からは、半年に一度10万円分の商品券を受け取っており、1名が分配せず全額受け取っていた。

【佃斎場】

- ・業者から渡された心付けを個人が受け取った時は、技能職員の更衣室で保管していた。
- ・ある程度貯まった時、1ヶ月か若しくは数ヶ月に1回程度、職員間で分配していた。

(3) 葬儀業者との私的な付き合い

- ・葬儀業者 複数社で構成され、毎年1~2回開催されている「さくら会」との飲食をともにしている職員が十数名いた。職員の飲食代は職員が支払っていた。
- ・葬儀業者と海外旅行に行った者や、ゴルフに行った者がいた。費用は全て個人負担しており、業者から接待を受けたと証言した者はいなかった。しかし、ゴルフの帰りに一緒にプレーした業者から商品券やビール券を貰っていた者がいた。
- ・葬儀業者1社と瓜破斎場勤務の職員が2~3ヶ月に1回程度の割合で葬儀業者の店舗の近くの飲食店まで赴き、その飲食の場で心付けとして現金を受け取っていた。

葬儀業者からの主な聞き取り内容

(1) 心付けの有無

- ・平成13年12月の報道以降、半年か1年してから、瓜破斎場の職員が皆で分けるのならよいかと思い、5千円から1万円を渡していた。
- ・正月の初出のときは、瓜破斎場に、平成13年、14年にかかわらず、毎年1万円を袋に入れて渡していた。
- ・平成14年1月からの約2年くらい、小林斎場への入場時に3千円、骨上げの時に2千円の心付けを渡していた。
- ・小林斎場へは平成14年の早い時期から心付けを渡していた。
- ・平成14年3月から21年6月まで小林斎場の技能職員に毎月、商品券3万円分を渡していた。その内、平成16年からは、小林斎場の職員が店まで取りに来ていた。平成21年7月以降は半年に1回、10万円分に下げて渡していた。
- ・小林斎場には、年に3、4回、盆、暮れ、正月くらいに1万円分の商品券を特定の職員に渡した。
- ・小林斎場で平成17年か18年頃、心付けとして3千円を渡したのがきっかけである。

- ・平成13年12月の報道以降、2、3ヶ月後に同業他社から声がかかり、瓜破斎場、小林斎場で心付けを渡した。心付けの額は1回当たり3千円であった。

(2)受け渡しの方法

- ・小林、瓜破、佃の各斎場への火葬入場時や骨上げ時に炉前ホールで心付けを直接職員に手渡したり、骨上げ台の引き出しの中に心付けを入れている業者もいた。
- ・心付けは斎場では渡しておらず、飲み会の席や個人的な食事会の時に数回分をまとめて渡していた業者がいた。
- ・数回分をまとめて渡すときは、1回3千円見当で、10件で3万円渡すところを最近は状況も苦しくなってきたので1万円の時もあったとの証言もあった。

(3)職員との私的な付き合い

- ・平成20年以降、斎場職員と海外旅行やゴルフや飲食を共にした業者がいた。
- ・海外旅行やゴルフ、飲食の費用については、全て個人負担との証言であった。
- ・個人的な付き合いの飲食を含めれば、斎場職員とは、この5年間では年に2回くらい、その前は2ヶ月に1回くらい飲食をしていたとの証言もあった。
- ・「さくら会」という葬儀業者6社で作っている会があり、一部の斎場職員とは年に2回ほど、その会で飲食をしていたとの証言があった。

(4)斎場での対応

- ・小林斎場では心付けを出さない業者に対して、火葬炉の場所が端の炉ばかりになったとの証言があった。
- ・小林斎場では平成17年か18年頃、午後3時入場は翌日の骨上げであったので、心付けを渡して「当日の骨上げができませんか」とお願いしたら、当日骨上げしてもらった。
- ・瓜破斎場で入場時間を変更してもらい、当日の骨上げができるようにしてもらった。

まとめ

聞き取り調査の結果、瓜破斎場、小林斎場、佃斎場では平成14年1月の誓約書提出後も心付けを渡していたとの葬儀業者からの証言があり、また、心付けを受取っていたとの職員の証言もあったことから、瓜破、小林、佃の3斎場では平成14年1月以降も心付けは継続していた。

しかし、北斎場、鶴見斎場では葬儀業者から心付けについての証言はなく、施主が渡しても職員が断るなどして、心付けを受け取っていなかった。

また、今回の調査において、平成14年1月当時、葬儀業者に対し、「心付け復活を要請した職員がいたことを聞いた」という一部の斎場職員からの証言があったので、退職者1名を含めた関係職員3名から事情聴取を繰り返したが本人は否定した。

あわせて葬儀業者から聴き取り調査を行なった際に、名前が上がった葬儀業者2社から改めて事情聴取を行ったが、これらについてもそのような事実の証言は得られなかった。

心付けを受け取っていた職員の申告によると、平成14年から受領した心付けの合計金額は948万2千円であった。なお、聞き取りした葬儀業者21社のうち、心付けを職員に渡していた葬儀業者は9社であった。

環境局と環境局斎場事案特別調査チームで実施した職員への事情聴取の結果は別表のとおりである。

3. 心付け問題（再）発生の原因と背景分析

今回の調査により、市立5斎場のうち、瓜破斎場、小林斎場、佃斎場においては、平成14年1月の誓約書提出以降も一部職員を除いて心付けの授受が継続していたことが判明した。

一方、北斎場、鶴見斎場では、当時勤務していた職員が業者、施主からの心付けを受領しないことを徹底し、心付けを受け取らない職場の環境作りに取り組んできた結果、現在に至るまで心付けの受け取りは行われていないと史料される。

このことは、瓜破斎場、小林斎場、佃斎場では当時の職員の心付けに対する問題意識が希薄であったと考えられ、その結果、当該斎場の心付け授受を容認する風土を改革できなかつたと推定できる。

この斎場ごとの心付けに対する認識の違いは、平成14年度以降、新たに斎場に配属された職員が配属先の斎場によって、心付けを受け取っていた者と受け取っていない者に分かれていることから推定できる。

また、平成13年に発覚した心付けの処分が技能職員に対して文書訓告という措置に留まり、懲戒処分に至らなかったため、処分の抑止力が働いていなかったことも再発を招いた大きな原因と考えられる。

この問題の背景としては、斎場の行政職員（斎場長）が、もっぱら事務のみを行っており、作業にかかる業務指示や技能職員の労務管理が不十分であったことがあげられる。

また、心付けを渡す側の葬儀業者に対しては、本市が葬儀業者に対する許認可等の権限を有していないこともあり、心付け廃止の協力要請などについてその趣旨が十分に浸透していなかつたと言わざるを得ない。

環境局においては、平成14年以降、心付けに対する通報に対して、形式的な聞き取り調査を行うのみで、心付けという重大な事案に対し、事実の究明を行うという意識の欠如があつたことも重大な問題である。

上記のような原因と背景があつたと考えられる。

4. 再発防止策

(1) 管理監督体制の抜本的再構築及び査察の実施

前回、平成13年に心付け事案が発覚し、同14年に大量処分を行ったにもかかわらず継続して行われており、以降、長期間にわたり多くの斎場職員が心付けを受け取り続けた事実に鑑みると、適正な業務遂行にかかる局組織としての管理監督機能が充分作用していなかったと言わざるを得ない。

そこで、二度と同一事案を発生させないため、環境局としての斎場業務に係る管理監督体制を抜本的に再構築する。

具体的には、

- ①環境局長を斎場事案再発防止最高責任者として位置付け、局として決して再発させない姿勢を明確にし、局長の責任において再発防止に万全を期す。
- ②環境局事業部長を斎場事案再発防止策実施責任者として位置付け、事業部長の責任のもと具体的に再発防止策を講じるとともに、当面の間、再発防止策の実施状況を定期的(半年に一度を目途とする)に公表する。
- ③環境局事業部担当課長級職員は、当面の間、少なくとも月に一度は各斎場を訪問し、斎場職員へのヒアリング等を実施し、業務遂行の適正性を確認する。
- ④各斎場長は、部下職員の人事労務管理が重要な自己の業務であることを自覚し、再発防止に向けた日々の人事労務管理を徹底し、月に二度は、管理監督状況を事業部担当課長級職員へ報告することとする。
- ⑤現業管理主任(特に技能統括主任、部門監理主任)は、作業管理にとどまらず、人事管理、服務規律の確保も主任業務の一環であることを改めて認識し、自己の職責として、日々、再発防止に全力を挙げる。

上記の取組に加えて、環境局は総務局と連携し、随時、事前告知なく斎場を訪問し、業務査察を実施する。業務査察については、警察OB等外部人材も活用する。

(2) 職員の意識改革と服務規律の徹底

①研修・啓発の徹底

斎場全職員を対象に服務研修を速やかに実施するとともに、環境局全職員に対して、地方公務員法をはじめとする法令等、職員の行動規範となる環境局職務倫理要綱に則り、全体の奉仕者として公正に職務を執行すべき責務等について、周知徹底する。また、本事案について、本市全職員に対して情報の共有化を図り、類似事案の発生を防止する。

最後のお別れの場に立ち会うという厳粛な職務に対する誇りを持って働けるよう、人事の活性化、研修の実施等を通じて、職員の意識改革を図る。

②懲戒処分方針の明確化

今後、同様の事案が新たに発生した場合には、懲戒免職を基本に厳正に対処することを明らかにする。

斎場職員には、心付けを受領しないことと、万一受領した場合は懲戒免職を含めたいかなる処分をも受ける旨、改めて誓約させる。

③人事異動の推進

職場風土刷新のため、長期在籍職員を解消するため人事異動を実施する。その際、斎場と他の職域との人事異動を推進する。人事異動は平成 22 年度から着手し、今後 1 カ年の間に、少なくとも、半数以上の職員を他の職域と交流させる。

(3)業者に対する指導等

葬儀業者全社に対して本市斎場における心付けの完全廃止を通知し、万が一心付けを渡そうとした業者が判明した際には、事情聴取を行ったうえで指導を行う。悪質な場合は業者名の公表を行う。

市民に対しては、市政日より、本市ホームページ上で、お詫びと事実経過、処分等の説明を行う。

各斎場において、心付けに関する経過と、改めて心付けを完全廃止する旨の看板を設置し、周知を図る。

(4)直営体制の見直し

上記の再発防止策の実施にとどまらず、斎場業務の抜本的な見直しに向けて、民間委託等の検討を進め、今年度内に今後のあり方を明らかにし、平成 23 年度以降、順次実施する。

5. 職員の責任、処分について

(1) 全体認識

全体の奉仕者として公正に職務を執行すべき公務員が、職務上の利害関係者から「心付け」などの金品を受領することは、理由の如何を問わず、市民からの信頼を著しく失墜させる極めて不適切な行為である。

前回、平成 13 年に同問題が発覚した際には、斎場に勤務する全職員から聞き取り調査を行い、「心付け」を受け取った者及び管理監督の立場にあった者、計 57 名に対して懲戒処分等が実施された。

当時は、当該行為は職務権限を伴わない金銭の收受であり、半ば慣習化したものが漫然と継続されていたこと、「心付け」を受け取らないという職場環境が十分に構築されていなかったこと等が考慮され、「心付け」を受け取っていた斎場勤務の技能職員に対して「文書訓告」、職員を指導監督する立場にあった局長以下の管理職職員に対して「戒告」もしくは「文書訓告」が行われている。

一方、今回は、前回の調査及び処分を契機として、斎場に勤務する全職員が「心付けなど金品の受け取りを一切禁止し市民の信頼回復に努めるよう」指導を受け、「今後理由の如何を問わず、一切の心付けを受け取らない。万一、受け取った場合

には、厳正なる指示に従う。」旨の誓約書を提出し、各斎場には「心付けは一切不要」との張り紙や看板が設置されるなど、斎場全体として同問題の再発防止に努めてきたにもかかわらず、同事案が再発したものである。

すなわち、今回の「心付け」受領行為は、組織をあげて再発防止に向けて取り組む中、絶対に許されない行為であると明確に認識しながら行われている。

このことは、単に「受け取ってはならない」という職務上の義務に違反したことにとどまらず、斎場における組織の規律及び秩序を乱し、市民からの信用を著しく失墜させる、非常に悪質な非違行為が行われたものと判断される。とりわけ、積極的に関与した職員については、法令等及び職務上の命令に従うべき公務員としての自覚や倫理観が極めて希薄なものであったと言わざるを得ない。

よって、厳格な処分をもって、関与した職員の道義的責任を問うとともに、あらためて本市組織の規律及び秩序保持の徹底を図る必要があるものとする。

また、平成14年に「心付け」問題が発覚したことを受け、局として同問題を絶対に再発させてはならなかったにもかかわらず再発した事情に鑑み、当該職員を指導・監督すべき立場にあった職員に対し、同問題の再発を防止できなかったという観点から管理監督責任を問うべきである。

(2) 責任及び処分の考え方

① 「心付け」を受領した職員

「心付け」を受領した職員については、受領した金額の多寡、見返りに業者に便宜を与えたか否か等にかかわらず、「免職」を基本とした処分が行われるべきである。

ただし、下記事項等が認められる場合には、必要に応じて処分に軽重をつけることが適当である。

【主な軽減要素】

- ・ 「心付け」の受領を取り止めた者
- ・ 他者からの強要等を受けて受領するなど、「心付け」受領の実態が消極的あるいは受動的な者
- ・ 当該問題の是正及び全容解明に積極的に行動した者

【主な加重要素】

- ・ 今回の調査において虚偽の申告を行っていたことが判明した者

② 「心付け」を受領していない管理監督者の責任

平成13年の問題発覚を受け、斎場の組織風土を刷新すべき立場にあった所属長をはじめ、斎場を管理すべき職責を有していた職員や、「心付け」を受領していた職員の管理監督者に対し、問題の再発を防止できなかった責任を問うべきである。

また、前回処分時に責任を問われなかった現業管理体制における主任についても、自らが「心付け」の存在を認識していたか否かにかかわらず、「心付け」問題の再

発防止に斎場全体で取り組む中、管理監督者として作業管理等に従事し、部下職員の「心付け」受領を防止しうる立場にあった状況に鑑み、部下職員の「心付け」受領を防止できなかった責任を問うべきである。

おわりに

今回の斎場事案の調査につきましては、この間、スピード感を持って取り組み、関係職員に対する厳しい処分の方針も含め、本日一定の調査結果をとりまとめたところであります。

全体の奉仕者たる公務員が金品その他いかなる便宜供与も受けてはならないことは言うまでもありません。まして、一切の心付けを受け取らないことを誓約していたにもかかわらず再び長年に渡り金品を受領していたという事実から、本市として毅然たる態度で臨むことといたしました。

今後は、再発防止に向けた方策を早急かつ着実に取り組むことにより、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

心付け受け取りの有無

区分	対象者	無し	有り
行政職員	13	13	0
技能職員	44	22	22

調査期間は平成14年1月から平成22年2月まで

※ 葬儀業者の店舗へ心付けを受け取りに行く、心付けの受領を伴う会食に出席するなどにより、心付けの受取に積極的に関与した者、また心付けを保管する等、自ら心付けを管理していた者をいう

心付けを受け取った者の内訳

		調査期間に継続して受け取っていた者	受領を取り止めた者	虚偽報告	心付けの受取に積極的に関与した者及び自ら心付けを管理していた者※	心付けの受領を伴わない会食に同席した者	旅行に同行した者	ゴルフに同行した者
技能職員	22	13	9	2	8	15	2	3
斎場別	瓜破	1	●		●	●	●	●
		2	●			●		
		3	●			●	●	●
		4	●			●	●	●
		5	●				●	
		6	●				●	
		7	●					
		8	●			●	●	●
		9	●			●	●	
		10	●					
	北	11		●			●	
		12		●				
		13		●				
	小林	14		●			●	
		15	●			●		
		16		●				
		17	●			●	●	
	鶴見	18		●				
	佃	19		●			●	
		20		●	●		●	
		21		●	●		●	
		22	●			●	●	